

令和3年4月24日  
練馬区

## 新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針

新型コロナウイルスの急速な感染拡大に対応するため、国は4月23日、東京都、京都府、大阪府、兵庫県を対象に、4月25日から5月11日までを期間とする緊急事態宣言を発出した。都知事は同日、人流の抑制を最優先とした緊急事態措置を発表した。

区は、国および都の方針を受けて、4月25日から5月11日までの間、以下のとおり対応する。5月12日以降の対応は、別途決定する。

### 1 基本的な考え方

- (1) 区民の皆様に、日中も含めた不要不急の外出は控えるようお願いする。午後8時以降の外出、混雑している場所や時間での行動、都道府県間の移動を、控えるようお願いする。特に、感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控えるようお願いする。
- (2) 区内の酒類またはカラオケ設備を提供する飲食店等には休業、それ以外の飲食店等については、営業時間の短縮をお願いする。また、引き続き業種別ガイドラインの遵守をお願いする。

### 2 具体的な対応策

#### 【子どもの施設】

- (1) 区立小中学校、区立幼稚園は、運営を継続する。
- (2) ぴよぴよ（子育ての広場）、児童館は、運営を継続する。
- (3) 保育所等保育施設、練馬こども園、学童クラブは、運営を継続する。

#### 【高齢者・障害者の施設】

- (1) 敬老館、はつらつセンターは、4月25日から休館する。
- (2) デイサービスセンター、福祉園・福祉作業所等の障害者福祉施設は、運営を継続する。

#### 【その他の区立施設】

- (1) 文化・生涯学習施設（練馬文化センター、美術館、図書館等）、スポーツ施設（体育館、運動場、庭球場等）、集会施設（地区区民館、地域集会所等）は、4月25日から休館する。

ただし、練馬文化センター、大泉学園ゆめりあホール、生涯学習センターのホール利用については、無観客の場合、例外とする。

- (2) 少年自然の家は、引き続き休館する。

#### 【イベント・事業】

- (1) 区が主催するイベント・事業は、原則中止・延期とする。ただし、無観客またはオンライン開催など代替手段が講じられる場合は、形態を変更して実施する。
- (2) 学校教育支援センターのいじめ相談や男女共同参画センターのDV相談など、相談・支援事業は、引き続き実施する。電話対応など、代替手段が講じられる場合は、形態を変更して実施する。

### 3 区民の皆様へのお願い

日中も含めた不要不急の外出は控えて頂くようお願いいたします。午後 8 時以降の外出、混雑している場所や時間での行動、都道府県間の移動は、控えて頂くようお願いいたします。特に、感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請または営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用は、控えて頂くようお願いいたします。通院や買い物など、必要な外出も短時間にしてください。

路上・公園等における集団での飲酒は、控えてください。

感染対策の基本である、マスクの着用・手洗い・換気の徹底、3密の回避を引き続きお願いいたします。

### 4 区内事業者へのお願い

酒類またはカラオケ設備を提供する飲食店等は休業を、それ以外の飲食店等は、営業時間を午後 8 時までとするようお願いいたします。

営業に当たっては、業種別ガイドラインを遵守してください。

### 5 練馬区方針の取扱い

- (1) この方針に記載のない事項で、国・都の方針が発出されているものは、それによることとする。
- (2) この方針は、国・都の方針に変化が見られた際など、必要に応じて見直しを行う。